

学校法人仙台育英学園への教育研究活動充実寄附金に対する 所得税・法人税及び個人住民税の優遇措置について（お知らせ）

本学園は、宮城県から「特定公益増進法人」、「税額控除の対象学校法人」として承認を受けておりますので、確定申告することによって次の優遇措置があります。

1 個人の方が寄附された場合

(1)所得税の減免

寄附された金額が、年間2千円を超える場合、次のいずれかの減免を受けることができます。

ア 寄附金の2千円を超えた部分は所得金額の40%を限度として所得金額から控除されます。（所得控除）

イ 寄附金の2千円を超えた部分の40%の額は所得税額の25%を限度として税額から控除されます。（税額控除）

*いずれの控除を受けることが有利であるかは、御寄附された方々の所得金額や寄附金の額により異なります。

(2)個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）の減免

ア 本学園に個人で寄附された方で、寄附をされた年の翌年1月1日現在、宮城県に住所を有する方です。

イ 上記アのうち県内10市町村（仙台市・石巻市・岩沼市・多賀城市・富谷市・大郷町・女川町・大和町・亶理町・大衡村）に居住する方は個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）が寄附金控除の対象となりますが、上記10市町村以外の市町村に居住している方は、県民税のみが対象となります。（平成20年4月30日地方税一部改正）

ウ 個人住民税（個人県民税・個人市町村民税）の寄附金税額控除は次のとおりです。

・ 県民税（寄附金額－2,000円）×4%（所得割税額から控除）

・ 市町村民税（寄附金額－2,000円）×6%（所得割税額から控除）

※1 寄附金額は、他の寄附金税額控除対象団体への寄附金も合算されます。

※2 控除対象寄附金の合計額（寄附金額－2,000円）は総所得金額等の40%が限度です。

※3 個人住民税の寄附金税額控除を受ける場合は、所得税の確定申告を行う際、「住民税に関する事項」欄の「寄附金税額控除」欄に記入が必要です。

(3)寄附金控除の適用を受けるための留意事項

ア サラリーマン又は年金所得者で、所得税の確定申告をせず、住民税の寄附金税額控除の適用を受けようとする方は寄附をされた年の翌年1月1日現在の住所地の市町村に対して「市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除申請書」により申告することで適用を受けられます。（詳しくは各市町村にお問い合わせください。）

イ 申告に当たっては、本学園が発行した「特定公益増進法人の証明書」（写）、「税額控除に係る証明書」（写）及び「寄附金受領書」（本学園が発行した「寄附金受領書」又はゆうちょ銀行の「振込金受領書」）が必要です。）

ウ 寄附された年の翌年1月1日前に、宮城県の区域外に転居した場合、この控除の適用は受けられません。

エ 本学園に寄附した時点の住所地が宮城県外であっても、寄附された年の翌年1月1日前に宮城県の区域内に転居した場合、この控除の適用を受けられます。

2 企業・法人の方が寄附された場合

(1) 一般の損金算入限度額と別枠で損金算入ができます。

(2) 最大で「(資本金等の額×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2」を損金算入できることとなります。

※：確定申告の際には、学校法人仙台育英学園が発行した「寄附金受領書」（又は、郵便局の「払込金受領書」）及び「特定公益増進法人の証明書」（写）を添付して申告してください。

令和3年2月

〒983-0045

仙台市宮城野区宮城野二丁目4-1

学校法人仙台育英学園 法人局財務部

電話 022-256-4141（内線269）

FAX 022-299-2408